

○高知県警察航空隊運営規程

平成3年3月14日

高知県警察本部訓令第11号

改正 平成6年4月5日高知県警察本部訓令第10号
平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号
平成8年8月1日高知県警察本部訓令第12号
平成9年3月31日高知県警察本部訓令第4号
平成17年4月1日高知県警察本部訓令第14号
平成18年4月1日高知県警察本部訓令第7号
平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号
平成22年3月26日高知県警察本部訓令第2号
平成24年3月23日高知県警察本部訓令第2号
平成26年3月17日高知県警察本部訓令第7号
平成28年3月25日高知県警察本部訓令第9号

警察本部
警察署

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県警察組織規則(平成6年高知県公安委員会規則第1号)第12条第3項に規定する高知県警察航空隊(以下「航空隊」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成8年本部訓令第12号・9年4号〕

(準拠)

第2条 航空隊の運営については、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)及び高知県警察用航空機の運用等に関する規程(平成3年3月本部訓令第10号。以下「運用規程」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

全部改正〔平成8年本部訓令第12号〕

(設置)

第3条 航空隊は、南国市物部高知空港に設置する。

(運営管理)

第4条 航空隊の運営管理は、生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)が行うものとする。

一部改正〔平成6年本部訓令第10号・7年3号〕

(編成)

第5条 航空隊に航空隊長(以下「隊長」という。)を置く。

2 航空隊に、企画通信係、運航係及び整備係を置き、その事務は次に掲げるとおりとする。

(1) 企画通信係

- ア 県警察が装備する航空機(以下「航空機」という。)の支援申請等の受理及び承認手続に関する事。
- イ 航空隊の庶務、企画及び指導に関する事。
- ウ 航空業務計画及び調整に関する事。
- エ 航空機の派遣申請等に関する事。
- オ 航空隊の予算に関する事。
- カ 運用規程第2条に規定する航空基地(以下「航空基地」という。)の維持管理に関する事。
- キ 航空基地の通信設備の運用及び情報通信部との調整に関する事。
- ク 前各号に掲げるもののほか、他の係の分掌に属さない事。

(2) 運航係

- ア 航空機の操縦に関する事。
- イ 航空機の運航計画及び調整に関する事。
- ウ 航空機の運航の安全に関する事。
- エ 臨時発着場の設定及び使用申請手続に関する事。
- オ その他航空局に対する申請手続に関する事。

(3) 整備係

- ア 航空機の点検整備に関する事。
- イ 整備に関する航空局への申請手続及び報告に関する事。
- ウ 航空関係機材、工具等の保守管理に関する事。
- エ 航空燃料及び油脂の取扱いに関する事。
- オ 整備記録の整理及び保管に関する事。

一部改正〔平成8年本部訓令12号・17年14号〕

(任務)

第6条 航空隊は、航空機を運用して規則第7条に定める任務に当たるものとする。

一部改正〔平成7年本部訓令3号〕、全部改正〔平成8年本部訓令12号〕

(活動区域)

第7条 航空隊の活動区域は、原則として県内全域とする。

一部改正〔平成8年本部訓令12号〕

(活動区分)

第8条 航空隊の活動区分は、警ら活動、特別活動、警察業務の支援活動及びそ

の他の活動とする。

全部改正〔平成8年本部訓令12号〕

(警ら活動)

第9条 警ら活動とは、緊急事態の発生に即応できる態勢の下に行う次に掲げる活動をいう。

- (1) 犯罪、事故等の警戒及び予防活動
- (2) 地形、地物、交通の状況及び公害の発生状況等管内実態把握のための活動
- (3) 航空機に搭乗する勤務員の訓練

全部改正〔平成8年本部訓令12号〕

(特別活動)

第10条 特別活動とは、予測できない事件事故等に対する活動又は航空隊運営のために必要な活動であって次に掲げるものをいう。

- (1) 緊急配備のための活動
- (2) 山岳遭難救助、水難救助、急病人の搬送その他人命の救助又は捜索のための活動
- (3) 事件、事故等の発生時における被疑者の発見、事故の状況把握等のための活動
- (4) 試験飛行、委託整備等のための空輸飛行、耐空検査、無線検査又は国家資格取得のための飛行その他航空機の維持管理又は航空従事者の資格取得のための飛行活動

一部改正〔平成6年本部訓令10号・8年12号〕

(警察業務の支援活動)

第11条 警察業務の支援活動とは、前2条及び次条に規定する活動以外の活動であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 県警察各所属の警察業務に対する支援活動
- (2) 警察庁及び他府県警察の警察業務に対する支援活動
- (3) 援助の要求に基づく他府県警察に対する支援活動

一部改正〔平成6年本部訓令10号・7年3号〕、全部改正〔平成8年本部訓令12号〕

(その他の活動)

第12条 その他の活動とは、航空機の支援が適当と認められる県業務等に対する支援活動、規則第21条に規定する整備に従事する活動及び待機(指定された場所において、航空機運航の必要が生じた場合に直ちに出動できる態勢を保持しながら、航空機装備品等の点検整備、事務処理等に当たることをいう。)を通じて

行う活動をいう。

全部改正〔平成8年本部訓令12号〕

(警ら)

第13条 地域課長は、警ら活動に際しては、警ら空域を指定するものとする。

2 警ら空域は、次の5方面とする。

- (1) 中部方面(高知署、高知南署、南国署及び土佐署の管轄区域)
- (2) 東部方面(室戸署及び安芸署の管轄区域)
- (3) 中東部方面(高知東署の管轄区域)
- (4) 中西部方面(佐川署、須崎署及び窪川署の管轄区域)
- (5) 西部方面(中村署及び宿毛署の管轄区域)

3 隊員は、警ら活動に際しては指定された警ら空域を飛行して、当該警ら活動の目的の達成に努めなければならない。

4 警ら活動に当たっては、機動力を活用して広域にわたる警らを行い、管内の実態把握及び異常事象の発見に努めるとともに、県本部通信指令課と連携をもち、緊急事態の発生に際しては現場等に急行して初動的な措置を執るものとする。

一部改正〔平成6年本部訓令10号・8年12号・17年14号・18年7号・22年2号・24年2号・26年7号・28年9号〕

(搭乗員)

第14条 航空機は、運用規程第2条に規定する航空従事者等が搭乗して活動するものとする。

2 隊長が搭乗員を指名するときは、活動内容、勤務経験等を勘案し航空従事者等の計画的運用を図るとともに、飛行の安全に努めなければならない。

一部改正〔平成8年本部訓令12号〕

(報告等)

第15条 規則第12条に規定する機長(以下次項において「機長」という。)は、警ら活動中に認知した事件等で、緊急を要するものについては、県本部通信指令課長及び関係所属長に通報するとともに、事件等の現場周辺の無線自動車、警察用船舶等に通報し、それらと連携して活動に当たるものとする。

2 機長は、警ら活動中に収集した各種情報を関係部門に通報するものとする。

一部改正〔平成8年本部訓令12号・22年2号〕

(事件等の引継ぎ)

第16条 隊長は、航空隊が取り扱った事件、事故等で引き続き措置を要するものは、地域課長に報告の上関係所属長に引き継ぐものとする。

一部改正〔平成6年本部訓令10号・8年12号〕

(隊舎等の防護)

第17条 隊員は、別表第1の航空基地防護計画及び別表第2の航空隊連絡系統図に基づき、航空機及び航空基地における火災その他の事故防止に努めなければならない。

(点検整備)

第18条 隊長は、常に航空機及び装備資機材の点検整備に努め、航空機の安全運航を図るものとする。

(教養訓練)

第19条 隊長は、航空隊の任務を効率的に遂行し、かつ、飛行の安全を確保するため、操縦、整備等必要な知識、技能について、随時、教養訓練を行うものとする。

(居住等)

第20条 隊員は、航空隊の所在地を管轄する署の管轄区域内に居住しなければならない。ただし、地域課長の許可を受けた場合は、この限りでない。

一部改正〔平成6年本部訓令10号〕

(待機)

第21条 地域課長は、突発事案等に対処するため必要があると認めるときは、週休日、休日その他の正規の勤務時間外において、隊員の中から待機要員を指定することができる。

一部改正〔平成6年本部訓令10号・8年12号〕

(報告)

第22条 隊長は、定期的に航空隊の活動状況を地域課長に報告するものとする。

一部改正〔平成6年本部訓令10号〕

(備付け簿冊)

第23条 地域課長は、航空隊の活動状況を明らかにするため、別記様式の航空隊活動日誌を備え付けるものとする。

一部改正〔平成6年本部訓令10号・8年12号〕

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月5日高知県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成6年4月5日から施行し、同年3月24日から適用する。

附 則(平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成7年2月1日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成8年8月1日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日高知県警察本部訓令第4号)
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日高知県警察本部訓令第14号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日高知県警察本部訓令第7号)
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号)
(施行期日)

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成22年3月26日高知県警察本部訓令第2号)
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日高知県警察本部訓令第2号)
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日高知県警察本部訓令第7号)
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日高知県警察本部訓令第9号)
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表・別記様式省略